

事業評価書（事前・**事後**）

平成18年8月

| | | |
|-----------|---------|-----------------|
| 評価対象（事業名） | 食育等推進事業 | |
| 担当部局・課 | 主管部局・課 | 雇用均等・児童家庭局母子保健課 |
| | 関係部局・課 | |

1. 事業の内容

(1) 関連する政策体系の施策目標

| | | |
|------|----|--|
| | 番号 | |
| 基本目標 | 6 | 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること |
| 施策目標 | 7 | 親子ともに健康な生活を確保すること |
| | | |

(2) 事業の概要

| | | | | |
|--|-----|-----|------------------|------------------|
| 事業内容（新規・一部新規） | | | | |
| 子どもの栄養改善と食を通じた心の健全育成（「食育」）、思いやりのある行動がとれるようにし、望まない妊娠をなくすための性に関する理解の促進（「性育」）、安全で快適なお産（「いいお産」）に関する知識の普及を図るための、先駆的・モデル的事業に対し補助を実施する。 | | | | |
| 予算概算要求額 | | | | (単位：百万円) |
| H14 | H15 | H16 | H17 | H18 |
| — | 38 | 38 | 34,568百万円 の内数 | 33,956百万円 の内数 |

(3) 問題分析

| |
|--|
| ①現状分析 孤食・偏食や思春期やせなど、子どもの栄養状態が悪化している。 十代の人工妊娠中絶や性感染症の増加、これらを原因とする不妊などが生じている。 不快なお産、危険なお産は、次の妊娠の妨げや児童虐待の要因となっている。 |
| ②問題点 このような現象は、核家族化と共働き家庭の増加、誤った情報の氾濫、医療提供者と利用者の意識の乖離などが考えられる。 |
| ③問題分析 |

子どもの食の問題は、栄養面だけではなく人間形成にも大きな影響を与えている。
「性」の問題は、人工妊娠中絶や性感染症、不妊など健康に大きな悪影響を与えている。

「お産」の問題は、少子化の要因ともなっている

④事務事業の必要性

子どもの栄養改善や健全育成を図り、望まない妊娠をなくし、安全で満足できるお産を確保することは、親子が健康な生活を送る上で重要である。

(4) 事業の目標

| 目標達成年度 | | | | | | | |
|--------------------------------------|------|------|--|------|------|------------|------|
| 政策効果が発現する時期 | | | | | | | |
| アウトカム指標 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | 目標値/基準値 | |
| 思春期やせ症発生頻度 | | | 1.03 | | | 減少傾向(H22) | |
| 十代の人工妊娠中絶率 | 11.9 | 10.5 | | | | 減少傾向(H22) | |
| 妊娠・出産の満足割合 | | | 91.4 | | | 100%(H22年) | |
| (説明)「健やか親子21」において平成22年の目標値を定めている。 | | | (モニタリングの方法) 十代の人工妊娠中絶率については衛生行政報告例に、思春期やせ症発生頻度及び妊娠・出産の満足割合については厚生労働科学研究結果により把握。 | | | | |
| アウトプット指標 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | 目標値/基準値 | |
| 子どもの食育に取り組んでいる市町村の割合 | | | 87.1 | | | 100% | |
| 思春期保健対策に取り組んでいる都道府県(政令市・特別区含む)の割合 | | | 94.4 | | | 100% | |
| 「いいお産」についての相談の場の提供の促進に取り組んでいる市町村の割合 | | | 67.5 | | | | |
| (説明)「子ども・子育て応援プラン」で、平成22年の目標値を定めている。 | | | (モニタリングの方法) 母子保健課調査により把握。 | | | | |
| 参考指標(過去数年度の推移を含む) | | | H10 | H11 | H12 | H13 | H14 |
| 思春期やせ症の発症頻度 | | | | | | | 2.3 |
| 十代の人工妊娠中絶率 | | | 9.1 | 10.6 | 12.1 | 12.6 | 12.8 |
| 妊娠・出産に満足している者の割合 | | | | | 84.4 | | |
| (説明)「健やか親子21」において平成22年の目標値を定めている。 | | | (モニタリングの方法) 十代の人工妊娠中絶率については母体保護統計に、思春期やせ症発生頻度については厚生労働科学研究結果に、妊娠・出産の | | | | |

満足割合については幼児健康度調査により把握。

2. 評価

(1) 必要性

| | |
|---|---|
| 行政関与の必要性の有無（主に官民の役割分担の観点から） | <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 その他 |
| (理由) 「食」「性」「お産」に関し正しい知識の普及を行うことは必要であるが、民間から商業ベースで発信されている情報はその受け手の欲望の喚起等に注力されている部分が多いことから、必ずしも正しい知識の普及に資することを期待できず、行政の関与が必要となるため。 | |
| 国で行う必要性の有無（主に国と地方の役割分担の観点から） | <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 その他 |
| (理由) 現在、地方公共団体での取組率は高くなってきているが、今後は、取組内容の質を上げていくために先駆的・モデル的な事業に補助を行う必要がある。 | |
| 民営化や外部委託の可否 | <input checked="" type="checkbox"/> 可 否 |
| (理由) 事業は自治体が関与し行う必要があるものの、民間団体への委託などができる。 | |
| 緊要性の有無 | <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 |
| (理由) 思春期やせの発症頻度や十代の人工妊娠中絶率はわずかながら減少しているものの、これらは、将来的な妊娠・育児等への影響が極めて大きい重要な課題であり、将来への影響を防止するためにも今後も引き続きこの問題に対応した施策を実施する必要がある。 | |

(2) 有効性

| |
|--|
| 政策効果が発現する経路 |
| 創意工夫を凝らした各自治体による事業の実施により「食」「性」「お産」に関する正しい知識の普及が図られる。 ↓ これらの事業の実施方法等をその他の自治体に情報提供する。 ↓ 各自治体での事業の実施が進み、「食」「性」「お産」に関する正しい知識の普及がさらに進む。 |
| これまで達成された効果、今後見込まれる効果 |
| 食育や十代の人工妊娠中絶の予防対策等に取り組む自治体が多くなってきており、今後も子どもの食を通じた健全育成や思春期やせ等の防止、人工妊娠中絶の減少、満足できるお産の実現については、指標上も改善されている。 今後も、これらの取組を継続的に行うことにより、健やかに子どもを産み育てることできる基盤づくりといった少子化対策としての効果も期待できる。 |

政策の有効性の評価に特に留意が必要な事項

なし。

(3) 効率性

手段の適正性

子どもの栄養改善、望まない妊娠防止等に関し、自治体の先駆的・モデル的事業の実施を通して正しい知識の普及を図ることは、誤った情報が氾濫する等の状況において、親子が健康な生活を送る上で重要な情報の基盤を構築することを支援するものであることから、適正である。

費用と効果の関係に関する評価

先駆的・モデル的事業を行う一部の自治体に補助を行うことを契機に、多くの自治体でも自主的に取組が進む結果となり、その効果は大きい。また、「食」「性」「お産」の問題への対応は、生涯にわたる健康の維持・増進の基礎作りとなるため、子どもの時期から行うことによる将来の費用抑制に対する効果も大きい。

他の類似事業（他省庁分を含む）がある場合の重複の有無

有

無

（有の場合の整理の考え方）

(4) その他

なし。

(5) 反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成19年度予算概算要求において所要の予算を要求する。

3. 特記事項

①学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

なし。

②各種政府決定との関係及び遵守状況

なし。

③総務省による行政評価・監視等の状況

なし。

④国会による決議等の状況（警告決議、付帯決議等）

なし。

⑤会計検査院による指摘

なし。